

【別紙 2】

審査の結果の要旨

氏 名 阿部 和文 (あべ・かずふみ)

1. 本論文の概要

映画は、19 世紀後半の技術革新によって登場した、全く新しい映像メディアとして注目されただけでなく、その当初から系統的な検閲の対象となってきたという点でも、顕著な特色をもつメディアである。本論文は、ワイマール期ドイツにおける映画検閲制度についての、はじめての本格的な研究である。

本論文が関心を寄せるのは、検閲が表現に対する最も厳格な制約であることが明確に認知され、その禁止に関する論議がすでに現在と径庭のない程度に高まった時代において、なお映画だけがその例外とされたのはいかなる理由に基づくのか、という点である。こうした映画検閲が許容されるには、それ相応の正当化論が存在しなければならず、実際、ワイマール憲法 118 条の制定過程の前後を通じて、一定の議論が行われていた。しかし、それらは、しばしば散発的であって、体系性を欠いている。そこで、本論文は、カール・シュミットという特定の法学者の言説を介して、問題に接近するという方法を採用した。

かかるシュミットの映画検閲言説は、国内外のシュミット研究のほとんどが素通りしてきたものであり、仮に言及されたとしても、その場限りの印象批評を一言述べるにとどまっていた。シュミットの映画論や映画検閲論の変遷を、その当時の言説空間に置き直して包括的体系的に考察した研究は、本論文をもって嚆矢となす。この意味で、本論文は、シュミット研究としても、一定の貢献を学界にもたらすことを企図している。

2. 本論文の構成

本論文は、5 章からなる本論を、より広い問題意識を披瀝する「序章」と将来の研究への展望を示す「終章」とで挟み込み、さらに本論の内部でも、設問としての「第 1 章」と解答としての「第 5 章」とが、第 2 章から第 4 章までの 3 つの個別研究を挟み込むという、二重の枠構造によって構成されている。以下では、本論の内容について、順を追って紹介する。

「第 1 章 設問の確定」では、映画検閲論が展開される基盤となった法令上の与件（ワイマール憲法 118 条および 1920 年 5 月 12 日の映画法）を確認するとともに、直接検討の対象となるシュミットのテキストの選定が行われる。

本論文は、シュミットの映画検閲言説を並列的・網羅的に扱うのではなく、相対的に詳細な言及を行うテキストを選定して分析の主軸に据え、それ以外のものに関しては他の著作と同様、補助的な位置に置く。

その結果として選定されたテキストは、1928年の主著『憲法論』に示された映画検閲論（テキスト A）と、論文「ドイツに於ける全体国家の発展」（a）および論文「現代国家の権力状況」（b）に示された1933年段階での映画検閲論（テキスト B）である。それぞれにつき全文訳が試みられているが、紙幅の関係でここでの引用は省略する。

「第2章 検討の前提：映画検閲をめぐる議論の概況」では、法実務における議論と法学説における議論とが、微に入り細を穿って検討される。本論文のなかで、最も資料的価値が高い部分であり、叙述の分量も多い。

まず、法実務に関しては、立法府、とりわけ第二帝政期からワイマール期にかけてのライヒ議会における議事が、主要な検討対象とされている（第1節）。同様の意味で、第一次大戦後の憲法制定国民会議における議事資料についても、憲法制定過程だけでなく、最初のライヒ議会が招集されるまでのすべての議論が、検討対象とされている。1920年映画法制定に至る前哨戦は、すでに、その段階から始まっていたからである。

一体にワイマール期当初までの議会における映画論議は、新興の媒体である映画に対する警戒感と期待感とが、ないまぜとなった状態で行われており、主として、普及・大衆化と同時に大量に流通し始めた低俗映画を如何に撲滅するか、という問題関心に導かれていた。それも、単に低俗映画を排除するというだけでなく、映画館の設置段階における審査や各種助成を通して、国民（特に青少年）の教育に貢献し健全な娯楽となるような作品の製作・上映を、促進すべきだと主張され続けた。

こうした論議の動向は、1920年映画法の制定後もしばらくは変化がなく、映画法の改正論議においても、審査における考慮事項（地域ごとの倫理観念の差異等）や人員の構成（各種専門家の参与）といった、個別問題の改正提案という形で、公衆に供される映画作品の質的向上が考慮されていた。

かような動向に変化が生じるのは、1920年代中盤、第3選挙期においてである。「戦艦ポチョムキン」という、政治的事件を扱った具体的作品をめぐる論議を契機として、映画が政治的問題を喚起する可能性、さらには映画による政治的宣伝の問題が、意識されはじめる。この問題関心は、ワイマール憲法体制が末期に近づくにつれて深刻なものとなり、特に、共産党やナチス「鉄兜団（Stahlhelm）」による宣伝映画の上映や、それによって生じる「群衆」をめぐる、政治的な警戒感が示されることになる。

他方、法学説に関しても、第二帝政期およびワイマール期双方のものが、丹念に紹介・検討される（第2節）。映画は、2つの時期を通じて、最新の表現媒体であり続けた。圧倒的多数に向けられるというだけでなく、映像を——1920年代後半に浸透するトーキーの場合には音声を併せて——伝達し得るという点でも、映画は従来のプレスや演劇に比して質的に異なる媒体であった。1920年代にラジオ放送が実用化された以降も、その点では変わりがなかった。

学説・文献のレベルでは、第1に、映画という媒体の有する強い心理的影響力——特に倫理的に問題のある影響力に対する——個人の保護という観点、第2に、そうした影響力

の源泉である低俗作品の撲滅という観点に加えて、第3に、分散的・地域的な措置がなされることによる、制作者・上映者の（演劇の比にならない）経済的損失の回避、という観点が、強調されてきた。その関心・視角は、議会での議論とは異なり、ワイマール憲法体制の末期までさしたる変化がない。

「第3章 分析1：映画検閲と『討論』の観念」および「第4章 分析2：映画検閲と国家の存立」では、前章で概観した映画検閲をめぐる議論の概況を前提とし、かつシュミット自身の他の著作を視野に入れた上で、テキストA・テキストBのそれぞれについて、当時の映画検閲論全体のなかでの位置が測定される。

まず第3章では、テキストAすなわち1928年刊行の『憲法論』における論述が、検討されている。はじめに、「意見表明の自由」を保障するワイマール憲法118条について、シュミットが明示的に前提とする「意見」概念を確定しながら、比較検討を行い（第1節）、ついで、シュミットの基本権全体のなかで、「意見」表明の自由が有する位置を検討し（第2節）、さらに、その基本権論を含む「市民的法治国」論——とりわけその基本原理とされる「討論」の概念——について、丁寧な点検作業が行われる（第3節）。他方で、テキストAにおいて見え隠れする「政治的」という形容詞につき、「政治的なもの」の概念に関するシュミットの議論を踏まえた、註解がなされる（第4節）。そして、最終的には、映画検閲論が——単なる基本権各論の問題としてではなく——市民的法治国論・自由主義論との関係で有する布置連関が析出される（第5節）。

テキストAのシュミットにとって、映画は、多数の観客に、「意見」の範疇に属さない図像や演技を伝達する「大衆感化」の媒体であり、特定の思想や世界観（およびそれを抱懐する集団）へと個人を動員する上では、従来のプレスや演説とは質的に異なる媒体であった。そうした新しい媒体が大衆に広く支持されているという状況は、「討論」による公論形成への信念の希薄化にほかならず、市民的法治国の基軸を侵食するものであって、映画検閲は、そうした浸食作用からの防衛策の一環として位置づけられていた。

他方、第4章では、テキストBすなわち1933年段階での映画検閲論が、検討される。内戦に近い混乱状況におけるテキストであり、その表現だけを掬い上げても、論調に微妙な変化が見られる。テキストAでは、「映画」が意見表明の自由やその理念との不整合を指摘するところに力点があったのに対して、テキストBでは、国家が国家として存立するための必須の措置として映画検閲が位置付けられており、映画検閲の必要性をより積極的に主張するに至っている。

これは、1932年版の『政治的なものの概念』にみられる、1927年版のそれ（およびその前提となる各著作での口吻）からの変化や、1930年代における「全体国家」概念の登場と軌を一にしており、また、1932年公刊の『合法性と正統性』や1930年の講演録「フーゴ・プロイス」のように、ワイマール憲法について、それまでの冷淡で距離を取った態度から転じて、積極的に擁護する姿勢を見せ始める時期とも、照応している。

そこで、本論文は、テキストBが自身の著作のなかで占める位置を確認した上で（第1

節)、特に「全体国家」の観念を、批判されるべきドイツの現状——社会的諸勢力による国家の侵食——を指示する側面（第2節）と、それに対して維持・回復されるべき国家像——対抗理念としての強力国家——を指示する側面（第3節）の双方から、検討して、テキストBの背後に控えているシュミットの国家観とそれに基づく現状認識を明らかにする。

さらに、「全体国家」の観念同様、『憲法論』以降の著作で前景化することになった、「技術」の観念が採り上げられる。シュミットは、「意見表明の自由」が技術的手段と結合することで、「意見形成」やプレス自体が蒙った変性に言及する一方、「国家による技術の独占・統制」の責務を主題化した。その背後にある、20世紀は「技術」の時代だという問題意識についても、検討がなされている（第4節）。

「第5章 設問への回答」では、以上の検討が要約されるとともに、主権国家を解体する中間団体——この場合はUFAのような独占的映画会社——と、それに対するシュミットの批判、という従来の解釈図式のなかに、テキストAとテキストBとを区別せずに、全面的に回収する風潮が批判される。両テキストの微細な相違の背後には、社会情勢の変化を承けたシュミット国家論の変遷をこそ、読みとるべきだからである。

以上が、論文本体の要旨である。これらの議論が、序章に示された憲法解釈学・憲法学説史学的問題意識の広さと照応する形で、終章に結び付けられ、時間的には現在の問題状況への見通し、空間的には日本を含む比較法的視野、さらに事項的には映画以外のメディアへの問題関心の所在を述べて、論文全体が締めくくられている。

3. 本論文の評価

本論文の長所としては、以下の点をあげることができる。

第1に、先行業績がほとんど無いなか、ドイツの映画検閲制度に関する法実務の一次資料を、(結果的には議会資料中心になったものの)可能な限り広く収集し、それらを丹念に読み込む地道な作業を遂行したことである。こうした努力の成果は、この分野における貴重な基礎的資料として、長く利用されることになるだろう。

第2に、そうした非常に地味な研究と、現在も多くの論者を魅了してやまないカール・シュミットの国家論・政治論の研究とを、見事に両立させていることである。シュミットの国家論・政治論が本来もつ面白さと、映画を題材にしてシュミットを切ってみせる本論文独自の面白さとが相俟って、一見堅苦しい行論に生気が吹き込まれており、一気に読ませる論文に仕上がっている。

第3に、自らに方法的な禁欲を課し、選び抜いた2つのテキストのみを徹底的に読み抜く作業に集中した結果として、ほとんど同旨に見えるテキスト間の決定的な差異を発見し、その背後にある歴史的・社会的・文化的な脈を探り当てたことである。従来の研究者のすべてが素通りしていた問題を、こうした方法を採用することではじめて、解明することに成功したわけであり、本論文は、枠構造による構築性の高さにあわせ、比較憲法研究の新しい雛型を提供した業績として、今後とも参考にされるものと思われる。

もともと、本論文にも短所がないわけではない。第1に、現在の日本とベースラインが違いすぎる素材を扱っているため、数多くのプラクシスに言及しているにもかかわらず、実践的な帰結の非常に薄い作品になってしまった、ということがある。第2に、映画という特殊なメディアとシュミットという突出した知性とを題材に選択した結果、本論自体は、もはや身動きの取れない自己完結的な作品になってしまっており、序章や終章で示された広い問題関心との連絡が、充分につけられていない憾みがある。しかし、これらは本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上から、本論文は、その筆者が自立した研究者としての高度な研究能力を有することを示すものであることはもとより、学界の発展に大きく貢献する特に優秀な論文であり、本論文は博士（法学）の学位を授与するにふさわしいと判定する。